

令和7年11月17日(月)
東京地方税理士会 藤沢支部研修会

関与先から成年後見の相談を受けた場合 ～税理士として最低知っておくべき成年後見の知識～

NPO法人税理士による
公益活動サポートセンター
成年後見部副部長 眞崎正剛

社長の家族から、「うちの社長が認知症っぽいのですが・・・」と相談が...



「残念ですが、社長様には退任していただくかざるを得ませんね。今後私は事業承継とリタイア後の社長様の支援を行っていきたいと考えます」

選択肢は

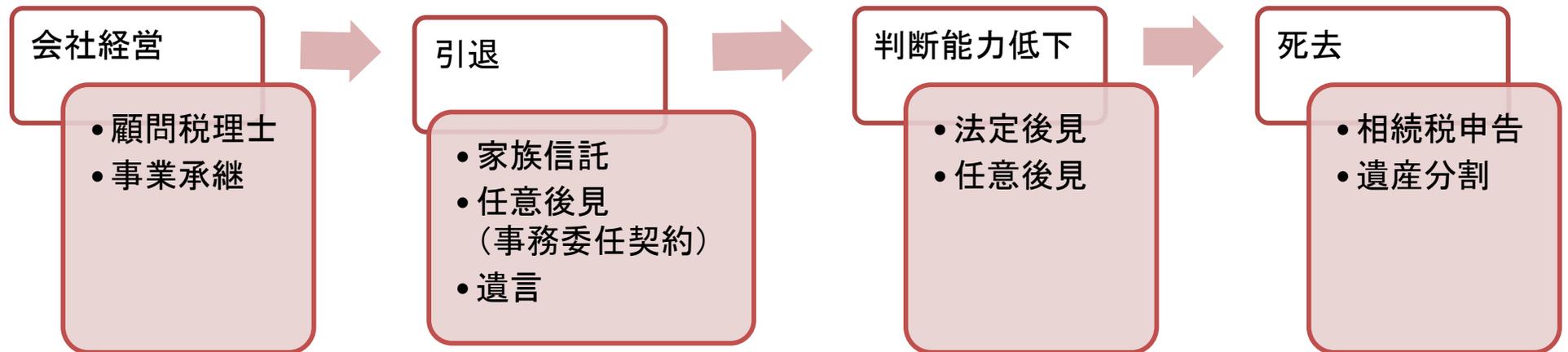


成年後見(法定後見・任意後見)

+

民事信託(家族信託)※今回は割愛します

●税理士しか出来ない後見を活用した財産管理



●税理士が成年後見にかかわる意義

次のような助言が求められます

- ・関与先の高齢化、認知症対策
- ・関与先自身の相続、事業承継対策
- ・関与先親族の認知症対策
- ・相続税申告の際、相続人に認知症の人がいる場合など

* 税理士は他の士業と異なり関与先と経常的な接触があります
その際、成年後見人を依頼されたり、直接かかわらなくてもアドバイスを求められることもあります。たとえば相続案件では遺産分割の際、相続人に認知症の方がいる場合は「特別代理人」の選任についての的確にアドバイスしなくてはなりません。(あとで解説します)

「わからないので司法書士等を紹介する」は関与先の信頼を得ることはできないのでは？

●税理士の職能と成年後見制度

税理士制度においては、税理士法第1条に「税理士の使命」が規定されています。その使命を達成するには高潔な倫理観と高度な専門性が求められていますが、同時にその職能により社会へ貢献することを期待されています。

成年後見人等
及び
任意後見人の職務



1. 財産管理
2. 身上監護

成年後見人監督人等
及び
任意後見人監督人の職務

1. 各支援者が行う事務のチェック、確認、実査、検証等の監督事務
2. 各支援者に対する事務指導



財産管理に関しては、税理士が行う日常業務の一形態であり、税理士の職能としての専門性を遺憾なく発揮できる。

●成年後見制度とは

- 認知症、障害者等で**判断能力が低下した方**を支援する制度
- 本人に代わり**財産管理及び身上保護**の事務を行う
- 成年後見人等は本人の判断能力の程度に応じ、**代理権・同意権・取消権**を与えられる

●成年後見制度の利用者とは

認知症、知的障害、精神障害等精神上的の障害により判断能力が不十分な者

1.認知症高齢者

- ①アルツハイマー型認知症
- ②脳血管性認知症
- ③その他

2.知的障害者

18歳未満の発達期に現れ、知能指数(IQ)がおおむね70未満で、年齢に比べて社会生活能力が低い。療育手帳を持つ(都道府県知事発行)

3.精神障害者

統合失調症・感情病(躁鬱病)等

4.その他

疾病や事故による能力減退者

●成年後見制度とは(制定前)

禁治産・準禁治産の問題点…個人よりも家の財産を守る制度

①名称が差別的…「禁」は嫌なイメージ

人間に対して「禁止」の「禁」という文字を使うのは、嫌なイメージをもつ



②戸籍に記載される…制度利用をためらう

「戸籍に記載されるのは〇〇家の恥だ」
「健全者の結婚に差し支える…」



③資格制限である欠格事由が多い

資格制限 150~160
医師、弁護士は免許剥奪。公務員は仕事に就けない等
⇒「禁治産者」イコール「社会的廃人」と宣言されるようなもの…



④鑑定料が高い

全国平均 約50万円 & 鑑定期間 約6か月



 個人を尊重…現代にあった使いやすい制度へ変更

●成年後見制度とは(制定後)

措置から契約へ

平成12年4月「介護保険制度」と「成年後見制度」がスタート。
それ以前の福祉は行政が恩恵として与えるものでした。
介護保険になって、すべての人が保険料を払い、自らが適切な
福祉サービスを選択するシステムに代わりました。

福祉行政 「措置」 ⇒ 自分の意思で「契約」



契約の際一定の判断能力が求められる

★介護保険を機能させるために、成年後見制度は不可欠

成年後見制度の基本理念

民法第858条

「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」

被後見人本人の“最善の利益”の追及

常に、「誰のための後見」なのかを考える

ノーマライゼーション

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

自己決定
の尊重・
残存能力の
活用

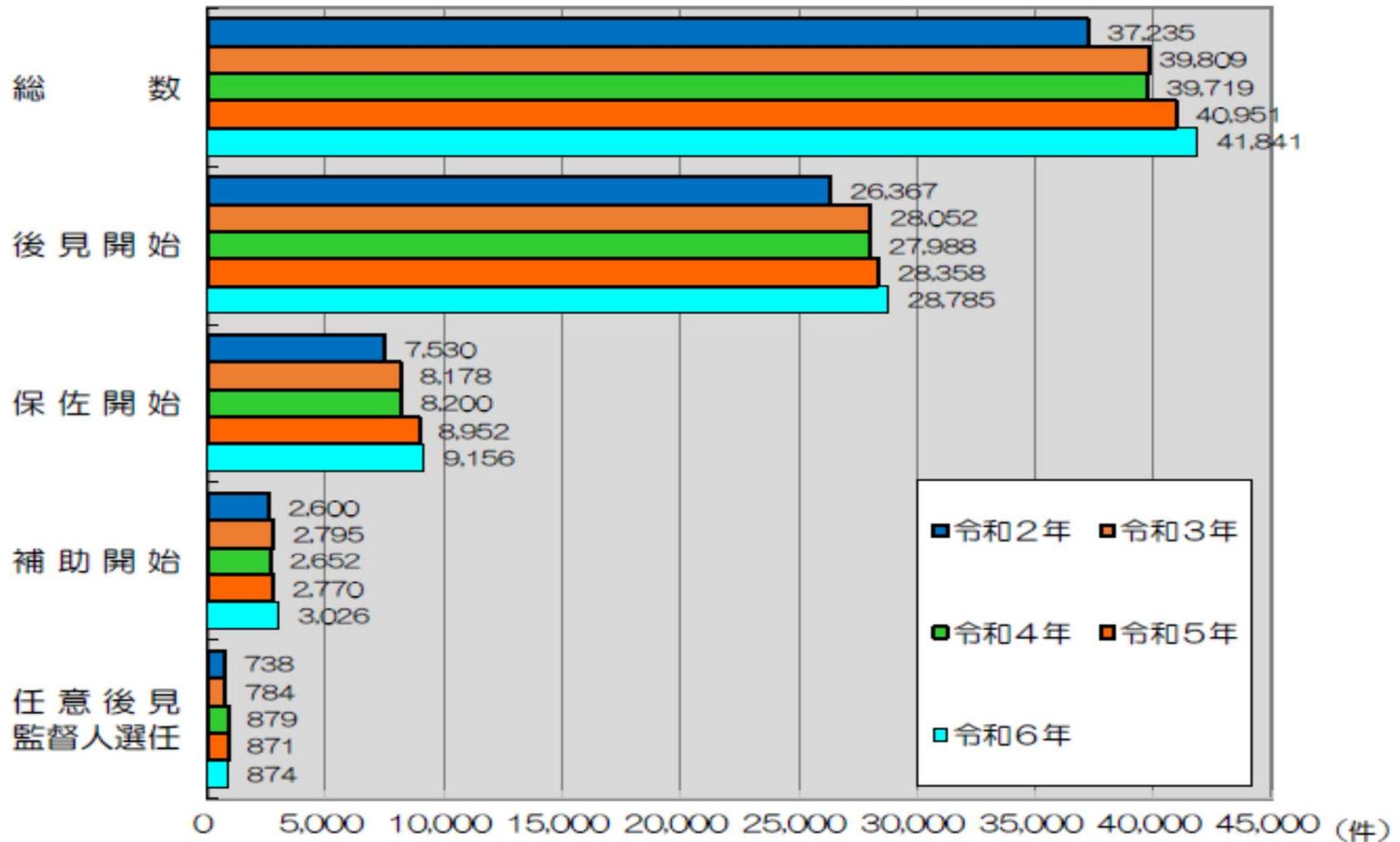
従来の福祉サービスは行政が行う措置であったが、介護保険の導入に伴いこれらのサービスが措置から契約へ移行することとなり、利用者自らサービスを選択でき、権利を主張することが可能となった。そこで、判断能力の衰えた高齢者の自己決定を尊重し、これを補完する役割が必要となった。

身上保護
の重視

従来の禁治産・準禁治産は、財産の散逸を防ぐための財産管理制度でした。そうではなく、財産を本人の生活のためにいかに有効に使うか考えることが大切となります。

●成年後見・類型別申立て件数

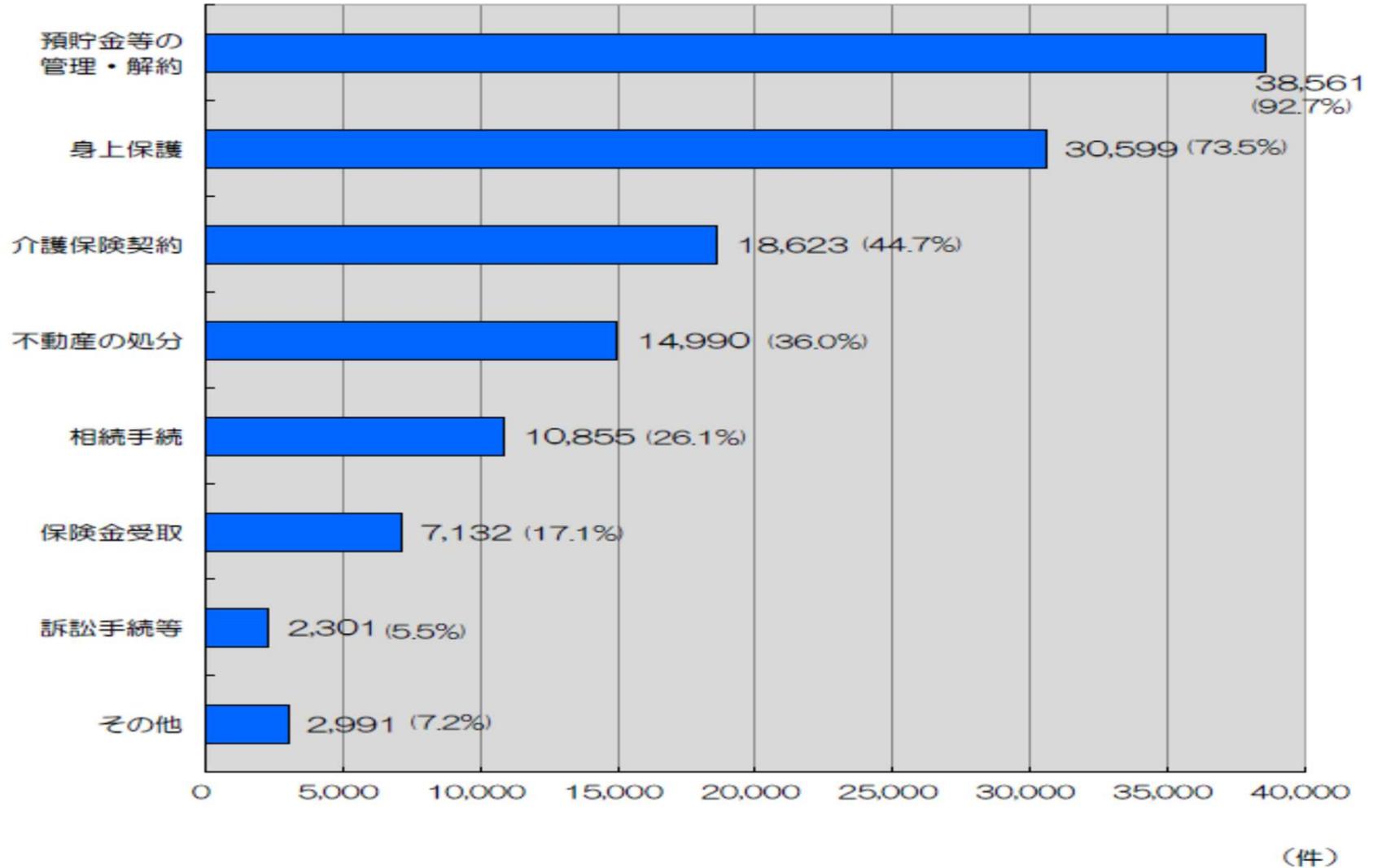
(資料1) 過去5年における申立件数の推移



※最高裁判所HP 成年後見関係事件の概況－令和6年1月～12月－

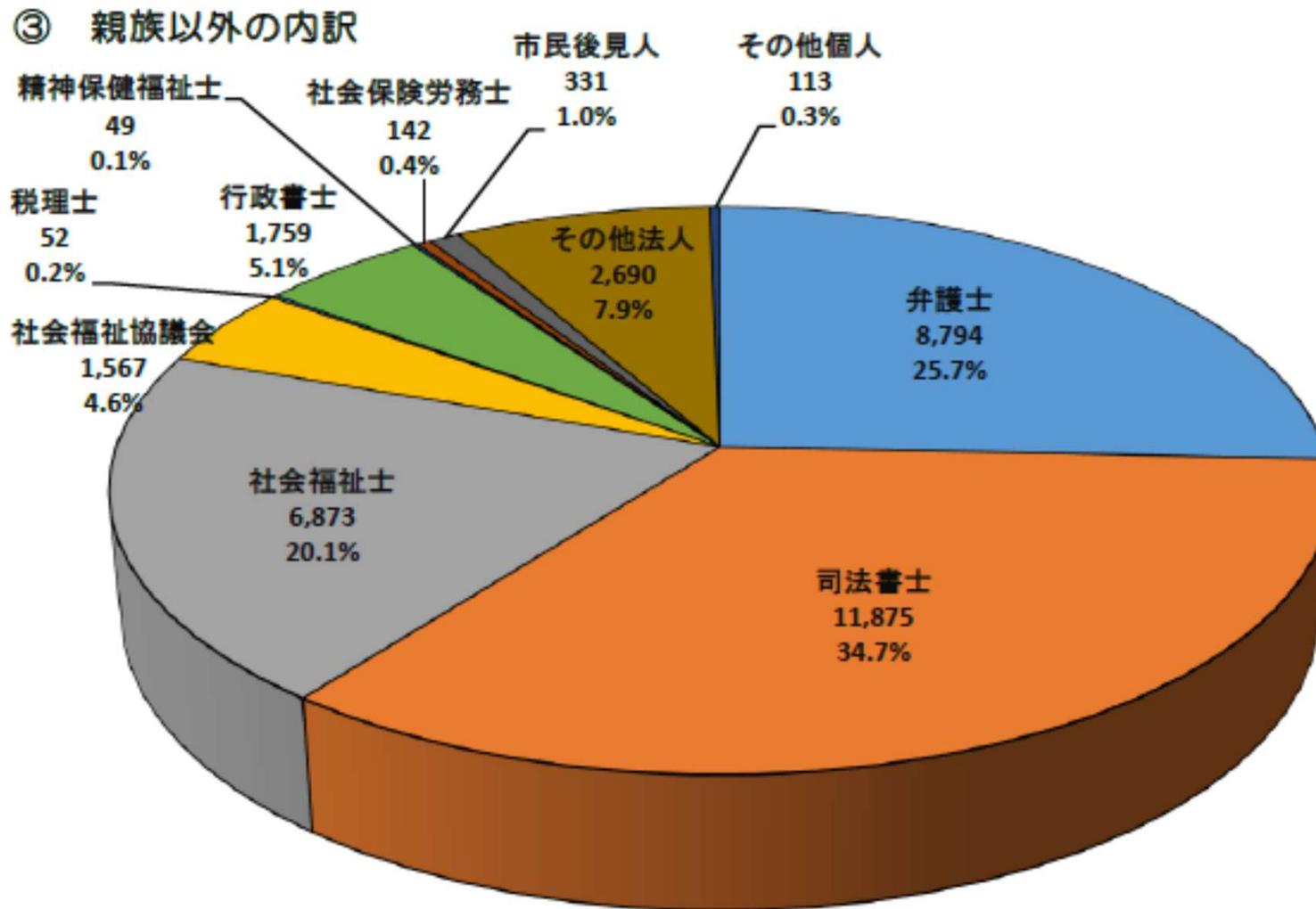
●主な申し立ての動機別件数・割合

(資料7) 主な申し立ての動機別件数・割合



※最高裁判所HP 成年後見関係事件の概況－令和6年1月～12月－

●成年後見人等と本人との関係について



※最高裁判所HP 成年後見関係事件の概況－令和6年1月～12月－

●成年後見制度でできること

1. 財産管理

- ① 金融機関とのすべての取引
- ② 居住用不動産の維持・管理
- ③ 日常生活での金銭管理
- ④ 寺社等への贈与(本人が行っていた寄付、寄進等の
継続)
- ⑤ 本人に必要な衣類や生活用具の購入
- ⑥ その他の財産の維持、管理、処分

※但し日常生活に関する取引は本人が行えます

●成年後見制度でできること

2. 身上保護

身上保護（監護）業務として含められるもののうち**法律行為**

- ①本人の住居の確保に関する契約、費用支払
- ②**病院等の受診、入退院等に関する契約、費用支払**
- ③**福祉施設等の入退所、通所に関する契約、費用支払**
- ④**介護、リハビリ、保険・福祉サービスに関連して必要な申請、契約、費用支払**
- ⑤教育、就労、余暇活動、文化的活動等の社会参加に関する契約、費用支払

* ②～④は全て介護保険制度と関連があります

●成年後見に含まれない行為

1. 医療行為に関して、同意すること拒否すること

危険性の少ない軽微な医的侵襲行為、歯科治療、不妊手術、延命治療とその中止、尊厳死等の決定、インフルエンザ等の予防接種への同意等

2. 身上保護業務に含められないもの

介護行為、身元引受人・身元保証人の引き受け、買物・掃除・洗濯等家事労働・庭の手入れ等、外出の付添送迎荷物の運搬、入院時の見舞い（状況確認のための面会は身上保護業務）

●二種類の成年後見制度

①法定後見制度⇒判断能力が不十分になった後に

家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の財産管理の保護、介護保険などのサービス契約についての判断など、福祉や生活に配慮して保護や支援を行うもの。利用するには家庭裁判所に審判の申し立てをします。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。

②任意後見制度⇒判断能力があるうちに

将来自分が判断能力が衰えた時のために、あらかじめ受けたい支援の内容と、支援をしてくれる任意後見受任者を決めておき、公正証書による契約をしておくもの。代理権を与えられる。

●法定後見の種類

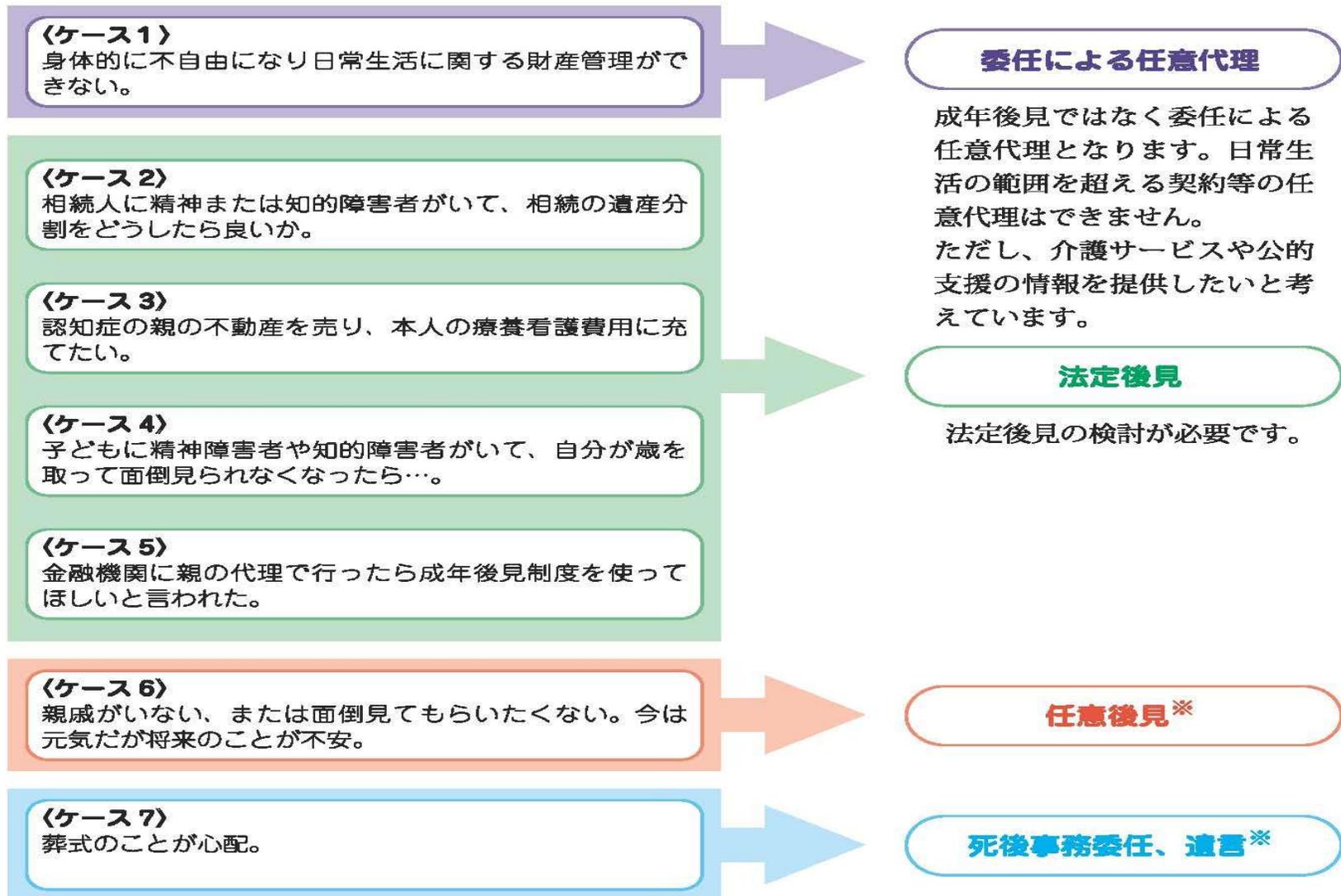
認知症、知的障害、精神障害などによる判断能力の程度により3つの種類(後見、保佐、補助)に分けられ、どの種類に当てはまるかは、医師の診断書によります

- ① 後見: **精神上の傷害**により判断能力を欠く**常況**にある者
後見人は、日常生活に関する行為を除き、すべての法律行為に関する取消権、代理権を持つ。
- ② 保佐: **精神上の傷害**により判断能力が**著しく不十分**の者
保佐人は、重要な取引行為(**民法13条**)に対して、同意権・取消権を持つ。代理権の設定、**民法13条の行為以外の行為**についての同意権・取消権の設定には、別途家庭裁判所による付与審判が必要となる。
- ③ 補助: **精神上の傷害**により判断能力が**不十分**である者
補助人は、家庭裁判所の審判により特定の法律行為について同意権・代理権が付与される。

●成年後見制度利用の判断

- ① 成年後見制度の利用に際して、まず本人の判断能力があり、そして、本人が希望する場合、「**任意後見**」を検討します。
この段階での法定後見はできません。
- ② 本人の判断能力が不十分の場合、「法定後見制度」を検討し、更に**後見、保佐、補助**のいずれにあたるかを検討します。
- ③ 本人の判断能力により利用すべき法定後見制度が異なるため、医師より本人の判断能力についての意見を聞きつつ、支援予定の人や本人の親族等と協議していずれの法定後見制度を利用するか検討します。

●ケース別後見業務の選択



※賃貸借契約の更新や解除など、日常生活の範囲内の行為を超えた法律行為は、専門的な法律事務を受任することになり、弁護士法違反となるためお受けできない場合があります。

上記ケース2～5の場合には、法定後見の検討が必要となります。

●法定後見制度

- ・対象

判断能力が全くない方

- ・開始手続きの本人同意不要

- ・成年後見人権限

代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)

- ・成年後見人の職務内容

財産管理、身上監護

- ・資格などの制限

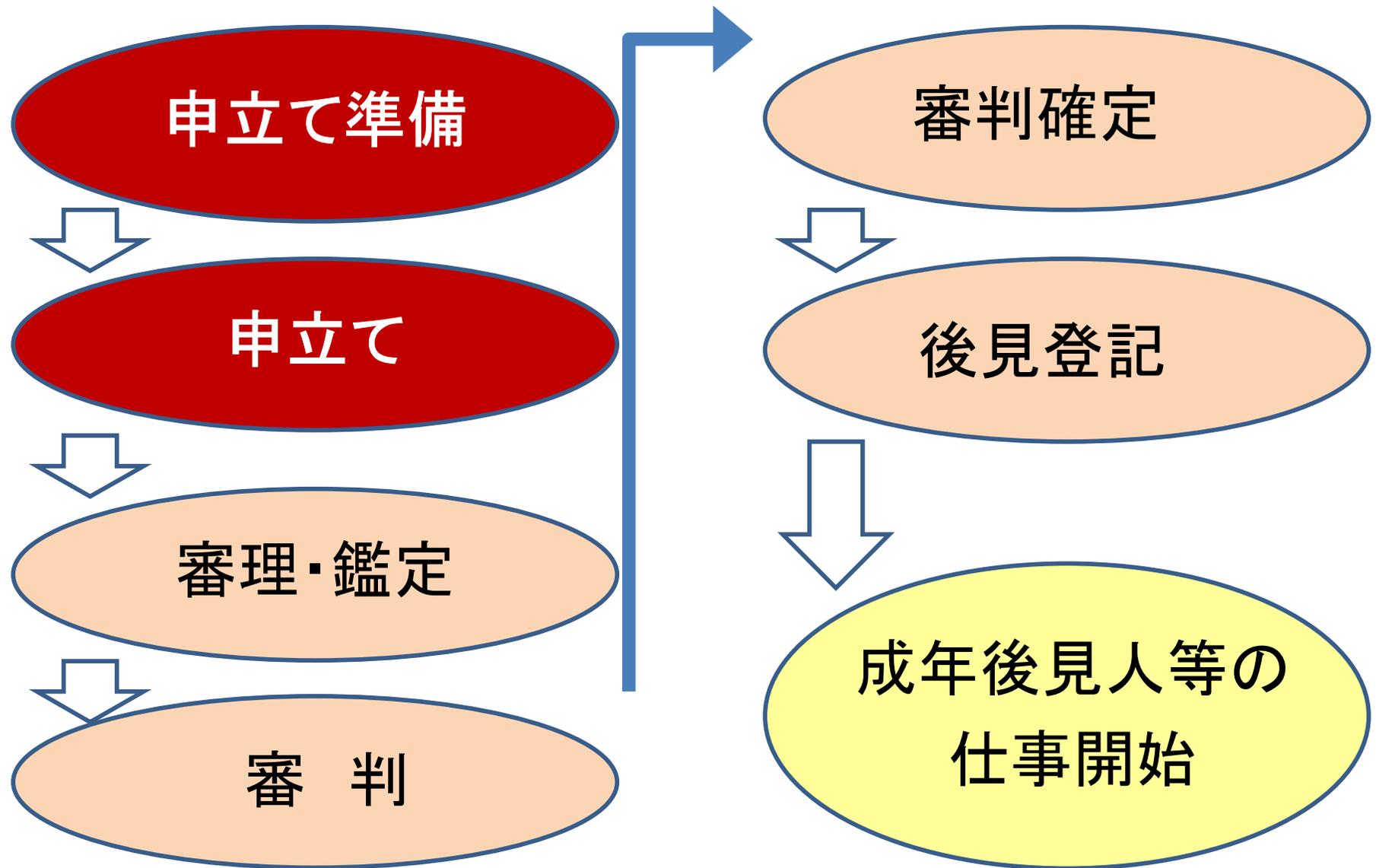
個別規定

以前は税理士等の資格、会社役員、公務員などの地位についての制限がありました。が、一律に排除することは廃止され個別規定によって判断されることとなりました

後見人⇒被後見人



●法定後見を開始するまでの流れ



● 申立て手続き

- 申立て先

本人の住所地を管轄する家庭裁判所

- 申立出来る人

本人、配偶者、4親等以内の親族に限る

いない場合は、市区町村長が申し立ても可

- 市区町村長申立の場合、申立費用、後見人報酬の全部または一部、市区町村から補助を受けることができる。

● 申立てに必要な書類

- 申立書
- 申立事情説明書
- 親族関係図
- 本人の財産目録
- 本人の収支予定表
- 後見人等候補者書事情説明書
- 本人診断書
- 本人情報シートの写し
- 本人の健康状態に関する資料
- 本人 戸籍謄本
- 本人、後見人候補者の住民票又は戸籍附票
- 本人 登記事項証明書(登記されていないことの証明書)

(裁判所HP 後見・保佐・補助開始申し立て手続きに要する書類とチェックリストより)

● 申立に必要となる費用

- 申立手数料 後見又は保佐開始の場合
収入印紙800円
- 連絡用郵便切手3,270円(後見の場合)
- 登記手数料 収入印紙2,600円
- 鑑定費用(補助開始の場合は原則不要)
10万円程度
- ・医師の診断書作成費用 数千円程度
- ・住民票 数百円/部、戸籍謄本 数百円/部

原則として申立人が負担。

●報酬及び後見事務費

- 成年後見報酬

「報酬付与申立書」を家庭裁判所に提出し
家庭裁判所が報酬額を決定

- 後見事務費用

立替費用は本人に請求

● 成年後見人に選ばれないケース

- 1 次の人は成年後見人等になることができません。(欠格事由)
 - 未成年者
 - 成年後見人等を解任された人
 - 破産者で復権していない人
 - 本人に対して訴訟をしたことがある人, その配偶者又は親子
2. 次のいずれかに該当する場合は, 後見人等候補者以外の者を選任したり, 成年後見監督人等を選任する可能性があります。
 - 親族間に意見の対立がある場合
 - 本人に賃料収入等の事業収入がある場合
 - 本人の財産(資産)が大きい場合
 - 本人の財産状況が不明確である場合
 - 後見人等候補者が自己又は自己の親族のために本人の財産を利用(担保提供等を含む)し, 又は利用する予定がある場合
 - 後見人等候補者が高齢である場合(概ね70歳以上の場合)

●法定後見人の職務

◆主な職務は代理権の範囲内で行う財産管理と身上監護

- ①本人の氏名、住所、本籍、入院先等の変更については、家庭裁判所に変更手続を行う。
- ②本人の財産管理や療養看護の方針が大きく変更するときは家庭裁判所に連絡する。
- ③本人と後見人等との利益相反の場合は特別代理人選任の申立をする。
- ④居住用不動産の処分については、別途居住用不動産の処分の許可の申立が必要。

* 治療の同意や身元保証については親族が行うのが原則となり、第三者の後見人は行うことが出来ない。

* 報酬付与の申立

およそ1年に1回後見人(保佐人、補助人)に対する報酬付与の申立を行う。後見事務一覧や財産目録などを添付の上、その内容と本人の財産を考慮し相当額を与える審判を求める。

●家庭裁判所の許可が必要な場合

成年後見人等が次の行為をする場合は、事前に家庭裁判所の許可が必要となります。

(1) 本人の居住用不動産について、売却，賃貸，抵当権の設定のほか，建物を取り壊したり，賃借物件であるときは賃貸借契約の解除をする場合，

⇒「居住用不動産の処分許可の申立て」

(2) 本人と成年後見人等がいずれも相続人である場合に遺産分割協議をしたり，成年後見人等が本人所有の不動産を買い取る等，本人と成年後見人等との間において利益が相反する場合，

⇒「特別代理人(臨時保佐人，臨時補助人)の選任の申立て」

(3) 成年後見人等が本人の財産から一定の報酬をもらう場合，

⇒「報酬付与の申立て」(別紙参照)

●法定後見契約の終了

① 終了原因

本人：法定後見開始審判の取消、本人に対する失踪宣言の確定、本人の死亡

後見人等：辞任、解任、欠格事由の発生、後見人の死亡

② 終了手続き

裁判所への報告

後見等の終了登記

死亡の場合は相続人等への財産の引き渡し。

* 死亡後の手続きを引き続き行う場合

後見は本人の死亡により終了するので、後見人はその後の葬儀や官公署の手続き、相続手続き等を行うことは出来ません。これらの業務を引き続き行う場合には、相続人との間で依頼を受ける業務内容(報酬を含む)を決定し、新たな委任契約を結びます。

任意後見制度

- ・本人に十分な判断能力のあるうちに、将来本人の判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、**信頼できる人を任意後見人に指定し**、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を**公正証書**によって結んでおくもの。与えられた権限は「**代理権目録**」に詳細を記す。
- ・契約書に記載した法律行為に関して代理権はあるが、同意権、取消権はない。
- ・本人の判断能力が不十分な状態になったとき、申立人の請求により、家庭裁判所が、「**任意後見監督人**」を選任する。



●任意後見契約の特徴

①任意後見契約の特徴

- ・任意後見制度では、本人が選んだ人が任意後見人になる
⇒本人の意思が最大限尊重されます
- ・事務の委託、代理権の範囲は、公正証書を作成
⇒本人がその範囲を自由に定めることができます

②任意後見制度のメリット・デメリット

- ・登記により任意後見人の地位が公的に証明される
- ・本人が信頼している人なので安全
- ・任意後見が始まると、監督人がつき、任意後見人の仕事をチェックするので安心
- ・任意後見人には代理権が付与されるが、同意見・取消権がない
⇒問題発生の予防は可能だが、実際に問題が発生した時に十分対処できない。

●代理権目録(別紙参照)

後見人が代理できる範囲をあらかじめ決めておく

- 財産の管理、保存、処分に関する事務
- 金融機関との取引に関する事務
- 定期的な収入の受領及び費用の支払いに関する事務
- 相続に関する事項
- 保険に関する事項
- 証書等の保管及び各種手続きに関する事項
- 生活に必要な送金及び物品の購入
- 介護契約その他福祉サービス等に関する事務
- 住居に関する事項
- 医療に関する事項

●任意後見契約の開始と任意後見監督人選任

任意後見契約締結



本人の判断能力低下



任意後見監督人の申立



任意後見監督人の選任

任意後見契約
効力未発生
任意後見受任者

任意後見契約
効力発生
任意後見人

●任意後見人の職務内容

- 財産の受け入れ
- 財産目録の作成
- 収支状況の把握
- 金融機関、行政機関等への届け出
- 契約によってあらかじめ本人から委任された業務を遂行。代理権のみ。取消権なし
- ライフプランの作成、遺言書の作成
- 本人(任意後見監督人)への定期報告

業務日誌

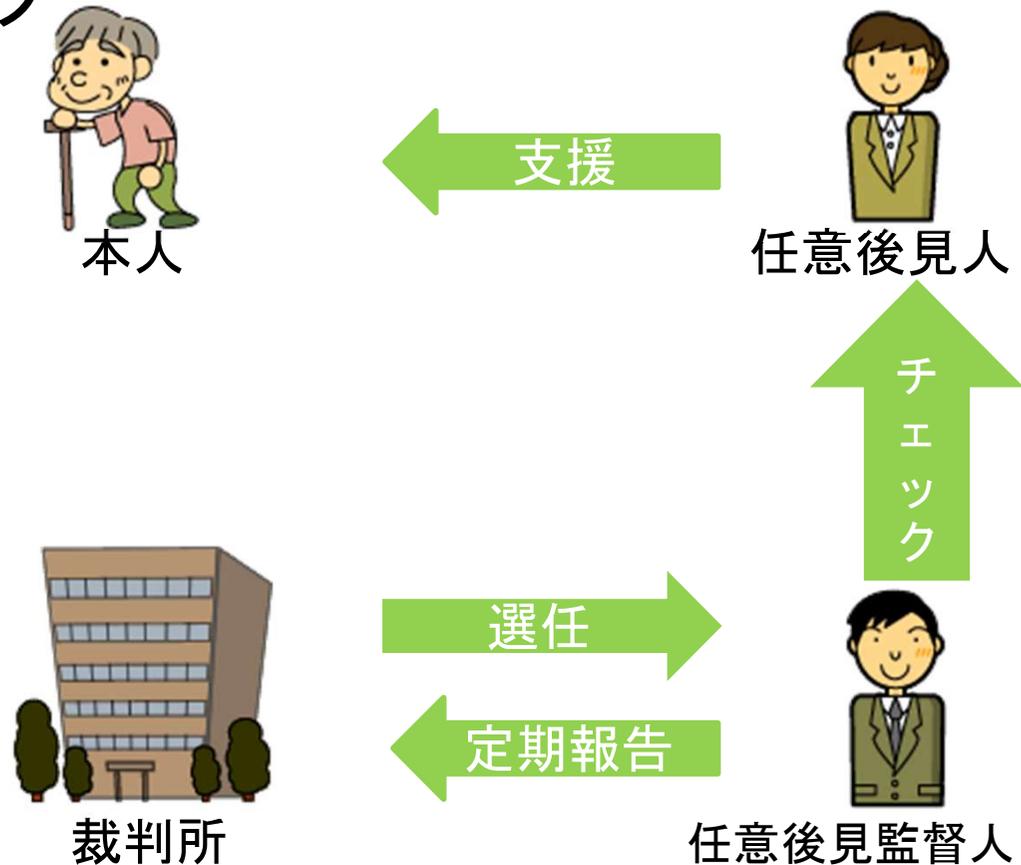
会計帳簿

財産目録・収支報告

その他付属
書類

●任意後見監督人と家庭裁判所の役割

- 任意後見人の仕事チェック
- 財産管理状況のチェック
- 家庭裁判所に報告
- など



●任意後見契約の3つのパターン

①即効型（即時効力発生型）

既に判断能力は不十分になっているが、契約締結能力が認められる場合

②将来型（基本形）

法文に即した契約形態

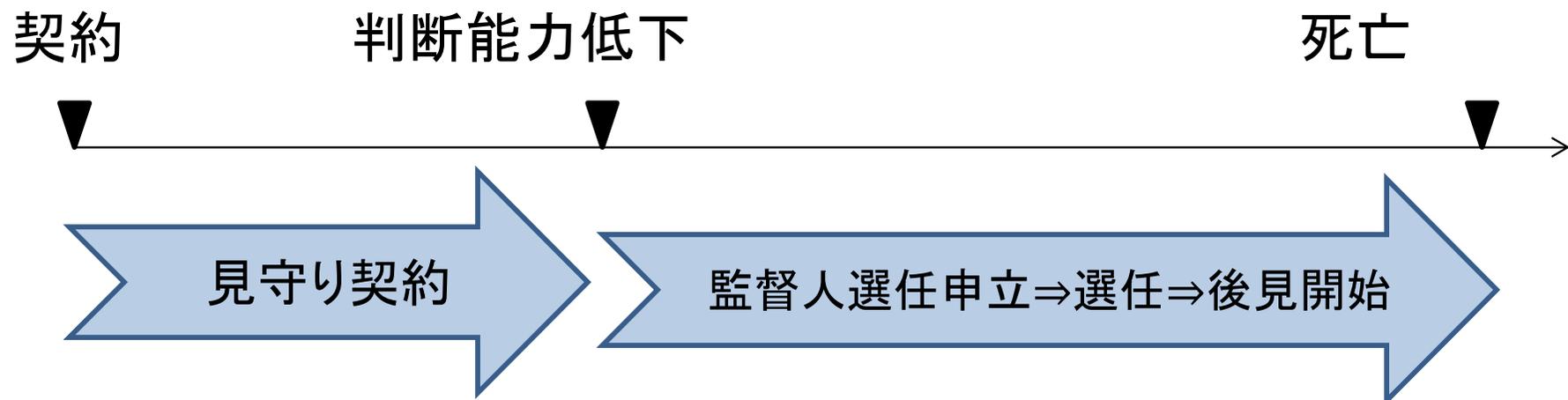
③移行型（現実的基本形）

任意後見契約の欠点を任意代理契約で補う形の契約形態

将来型

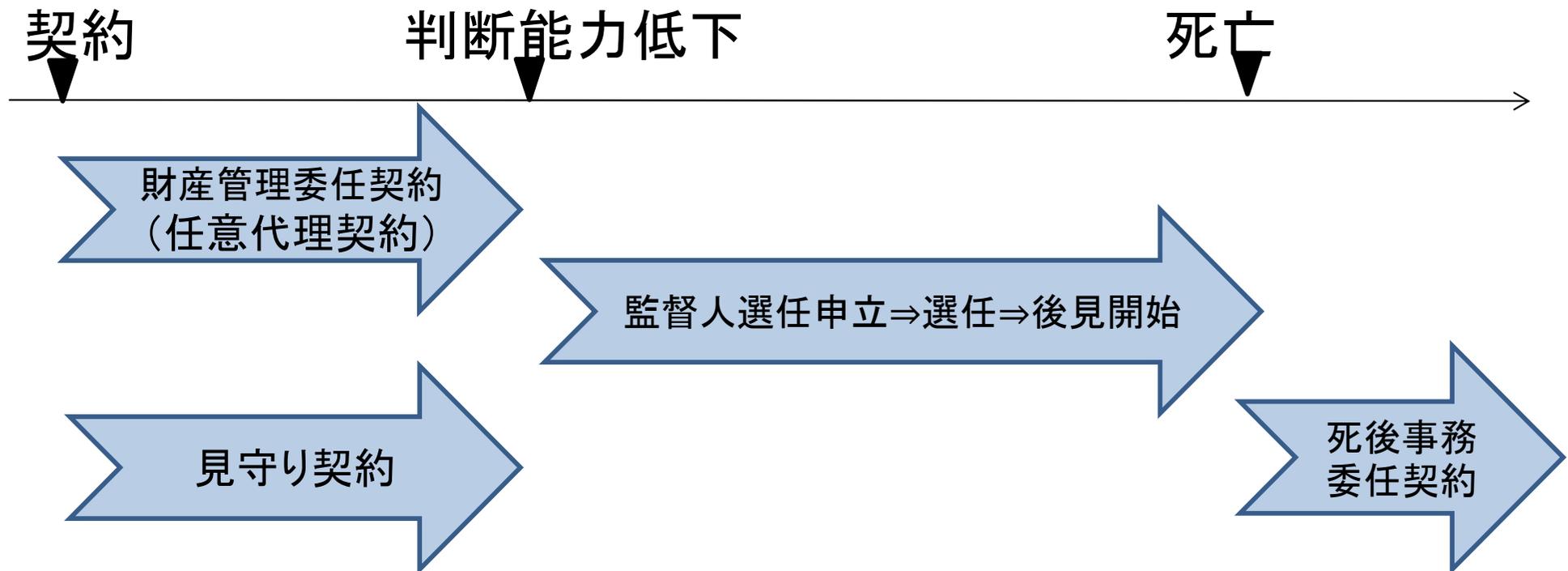
任意後見契約締結後、判断能力が衰えてきた際に任意後見監督人を選任。

任意後見制度が始まるまでの間、支援者と本人が定期的に連絡をとり、任意後見開始のタイミングを見極める(見守り契約)を結ぶことが有効。



移行型

任意後見契約締結とともに、「任意代理契約（財産管理委任契約）」を締結。「死後事務委任契約」も締結することがあります。



任意後見と法定後見との違い

	法定後見	任意後見
本人の判断能力	<ul style="list-style-type: none"> ・全くない(後見) ・著しく不十分(保佐) ・不十分(補助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不十分 ・ある
後見人等の選任	家庭裁判所	本人
監督	家庭裁判所のもと後見支援信託または法定後見等監督人	家庭裁判所が選任した任意後見監督人
後見開始	後見等開始審判の確定後	任意後見監督人選任の審判確定後
後見人等の仕事	3類型により異なる	契約できめる
法律行為の取消権	ある	なし
後見人等の報酬	家庭裁判所が決める	契約で決める
報酬受領時期	開始後1年の後払い	契約で定めた時(毎月)
報告時期	原則1年ごと	契約で定める(3か月から6か月に1回)

Q1. 税理士は後見申立書を作成していいのか

申立書作成業務が出来るのは、弁護士と司法書士の
み。

(弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則第1
条第2項)

(司法書士法人の業務の範囲 司法書士法施行規則 第
31条第2項)

Q2. 税理士法人は成年後見人になれるか

法第48条の5に規定する財務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

...

二 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務

Q3. 成年後見報酬の所得区分は？

法定後見にかかる報酬は裁判所に「報酬付与の申立」をして審判がおりた金額で確定します。なお、交通費などの実費は本人の財産から精算することになります。

報酬の区分については、弁護士・司法書士などは事業所得、親族は雑所得です。税理士の場合には雑所得となります。

これら報酬は、消費税の課税対象でもあります。

(日税連成年後見支援センターHP)

Q4. 成年後見人は節税対策できるのか

成年後見人の仕事は、財産を管理することで、投資によって増やしたり、被相続人の死後の節税対策をしたりする事は後見人の仕事でない。

Q5. では、任意後見人なら節税対策できるのか

任意後見制度では、契約の段階で特定の相続対策を任意後見人に託すことが可能です。

契約書に具体的な内容を記載することで、以下のような資産管理や相続対策を実行できます。

- 判断能力が残っているうちに生前贈与をする
- 施設入所にあたって、居住用不動産を売却する
- 株式や投資信託の運用を継続する

任意後見を相続対策に活用するメリット

- 認知症による財産凍結を防ぐ
- 必要に応じた財産の保全・運用ができる
- 遺産の分割準備がしやすい
- 認知症の発症後でも財産管理を継続できる
- 家族・親族間のトラブル防止につながる

ご清聴ありがとうございました

平成25年1月1日

成年後見人等の報酬額のめやす

東京家庭裁判所
東京家庭裁判所立川支部

1 報酬の性質

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができるものとされています（民法862条）。成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても、同様です。

成年後見人等に対する報酬は、申立てがあったときに審判で決定されます。報酬額の基準は法律で決まっているわけではありませんので、裁判官が、対象期間中の後見等の事務内容（財産管理及び身上監護）、成年後見人等が管理する被後見人等の財産の内容等を総合考慮して、裁量により、各事案における適正妥当な金額を算定し、審判をしています。

専門職が成年後見人等に選任された場合について、これまでの審判例等、実務の算定実例を踏まえた標準的な報酬額のめやすは次のとおりです。

なお、親族の成年後見人等は、親族であることから申立てがないことが多いのですが、申立てがあった場合は、これを参考に事案に応じて減額されることがあります。

2 基本報酬

(1) 成年後見人

成年後見人が、通常の後見事務を行った場合の報酬（これを「基本報酬」と呼びます。）のめやすとなる額は、月額2万円です。

ただし、管理財産額（預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額）が高額な場合には、財産管理事務が複雑、困難になる場合が多いので、管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には基本報酬額を月額3万円～4万円、管理財産額が5000万円を超える場合には基本報酬額を月額5万円～6万円とします。

なお、保佐人、補助人も同様です。

(2) 成年後見監督人

成年後見監督人が、通常の後見監督事務を行った場合の報酬（基本報酬）のめやすとなる額は、管理財産額が5000万円以下の場合には月額1万円～2万円、管理財産額が5000万円を超える場合には月額2万5000円～3万円とします。

なお、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人も同様です。

3 付加報酬

成年後見人等の後見等事務において、身上監護等に特別困難な事情があった場合には、上記基本報酬額の50パーセントの範囲内で相当額の報酬を付加するものとします。

また、成年後見人等が、例えば、報酬付与申立事情説明書に記載されているような特別の行為をした場合には、相当額の報酬を付加することがあります（これらを「付加報酬」と呼びます。）。

4 複数成年後見人等

成年後見人等が複数の場合には、上記2及び3の報酬額を、分掌事務の内容に応じて、適宜の割合で按分します。

以上

日本税理士会連合会 成年後見助成金制度のご案内

成年後見人の報酬については、報酬付与の申立てに基づいて家庭裁判所が判断し、成年被後見人の財産から支払われます。しかし、成年被後見人に収入・財産が無い、あるいは少ないために、報酬が支払われないか、著しく少額な場合があります。また、近年、身寄りがいないなどの理由による市区町村長申立の件数が著しく増加しており、これらの申立件数の多くは成年被後見人に収入・財産が無いケースに該当しています。

このような状況に対して、一部の市区町村では後見報酬を助成することにより、成年後見人の就任を促進しておりますが、市区町村長申立件数の増加に伴い、その予算措置が困難になりつつあります。また、全国すべての市区町村に助成制度があるわけではないため、必ずしも助成が受けられるものでもありません。

そこで、日税連では、このような状況を踏まえ、税理士の成年後見制度への積極的な参画を促すとともに、より多くの会員が成年後見制度に携わり、税理士が成年後見制度の利用推進の重要な担い手として、社会貢献に取り組めるよう助成金制度を創設しました。

●助成の対象者

- ①税理士会の推薦により、成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人又は任意後見監督人（以下「成年後見人等」という。）に就任した者。
- ②成年後見人等就任時に、税理士会が家庭裁判所に提出する「成年後見人等推薦者名簿」に登載されていること。
- ③成年後見人等の報酬がゼロ又は月額 10,000 円に満たない者。ただし、市区町村の助成金制度により、月額 10,000 円以上助成金が支給されている場合は対象外。

●助成対象

成年後見人等の報酬に限定します。

●助成金額

月額 10,000 円。ただし、報酬又は市区町村からの助成があり、当該合計額の月割額（1ヶ月未満の端数は切り捨てる。）が 10,000 円に満たない場合には、その差額。

●助成の範囲

1 人当たり 1 事業年度につき 1 件（1 件の助成期間は 5 事業年度を限度とする）。

●助成の対象期間

家庭裁判所への後見報酬付与申立の申請期間。ただし、その申請期間が 1 年を超える場合には、当該申請期間の終了日前 1 年間の期間に限ります。

●申請書類等

- ①成年後見助成金申請書
- ②成年後見に係る登記事項証明書
- ③家庭裁判所が発行する報酬付与決定通知書の写し
- ④財産目録及び年間収支予定表
- ⑤行政機関より支払われる助成決定通知書の写し又はこれに相当する書類
- ⑥その他日税連又は税理士会が必要と認める書類

(⑤⑥は必要に応じて。)

なお、申請書類は、一の後見報酬付与申立の申請期間ごとに提出するものとします。また、助成の申請は、申請日の前1年以内に終了した対象期間についてのみすることができます。

●申請先

所属の税理士会（申請書は、税理士会によって様式が異なる場合がございますので、所属の税理士会ホームページからダウンロードいただくか、同事務局へお問い合わせください。）。

※ 助成金の総額は、日税連の予算の定める範囲内となります。したがって、要件を満たしていても、支給されない場合があります。

～ 各税理士会のお問い合わせ先 ～

連絡・相談窓口	連絡先	連絡・相談窓口	連絡先
東京税理士会 公益活動対策部	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-6 税理士会館 TEL 03-3356-4461	東海税理士会 公益活動対策部	名古屋市中村区名駅南 2-14-19 住友生命名古屋ビル 22 階 TEL052-581-7508
東京地方税理士会 公益活動対策部	横浜市西区花咲町 4-106 税理士会館 7 階 TEL 045-243-0511	北陸税理士会 公益活動対策部	石川県金沢市北安江 3-4-6 TEL 076-223-1841
千葉県税理士会 中小企業・公益活動対策部	千葉市中央区中央港 1-16-12 税理士会館 3 階 TEL 043-243-1201	中国税理士会 公益活動対策部	広島市中区袋町 4-15 TEL 082-246-0088
関東信越税理士会 公益活動対策部	さいたま市大宮区桜木町 4-333-13 OLSビル 14 階 TEL 048-643-1661	四国税理士会 公益活動対策部	香川県高松市番町 2-7-12 TEL 087-823-2515
近畿税理士会 公益活動対策部	大阪市中央区谷町 1-5-4 TEL 06-6941-6886	九州北部税理士会 公益活動対策部	福岡市博多区博多駅南 1-13-21 九州北部税理士会館 TEL 092-473-8761
北海道税理士会 公益活動対策部	札幌市中央区北三条西 20-2-28 TEL 011-621-7101	南九州税理士会 社会貢献対策部	熊本市中央区大江 5-17-5 TEL 096-372-1151
東北税理士会 公益活動対策部	仙台市若林区新寺 1-7-41 TEL 022-293-0503	沖縄税理士会 公益活動対策部	沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センタービル 7 階 TEL 098-859-6225
名古屋税理士会 公益活動対策部	名古屋市中種区覚王山通 8-14 税理士会ビル 4 階 TEL 052-752-7711	日本税理士会連合会 日税連成年後見支援センター	東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 8 階 TEL 03-5435-0927

令和 年 第 号

任意後見契約公正証書

正本

本職は、委任者 (以下「甲」という) 及び受任者 (以下「乙」という) の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

第1条 (契約の趣旨)

甲は、乙に対し、本日、任意後見契約に関する法律に基づき、同法第4条第1項所定の要件に該当する状況、すなわち精神上的病気等により事理を弁識する能力が不十分な状況になった場合の甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務 (以下「後見事務」という) を委任し、乙はこれを受任します。

第2条 (契約の発効)

- この契約は、乙が家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任を請求し、任意後見監督人が選任された時からその効力を生じます。
- この契約締結後、甲が精神上的病気等により事理を弁識する能力が不十分な状況になったときは、乙は、速やかに、家庭裁判所に対し、任意後見監督人

公証人役場

1 の選任の請求をしなければなりません。 _____

2 第3条（委任事務の範囲） _____

3 甲は、乙に対し、別紙「代理権目録」記載の後見
4 事務を委任し、その事務処理のための代理権を与え
5 ます。 _____

6 第4条（身上配慮の責務） _____

7 乙は、後見事務を行うに当たっては、甲の意思を
8 尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものとし、その
9 事務処理のため、必要に応じて甲と面接し、ヘルパ
10 ーその他の日常生活援助者から甲の生活状況につき
11 報告を求め、主治医などの医療関係者から甲の心身
12 の状態につき説明を受けることなどにより、甲の生
13 活状況や健康状態の把握に努めるものとします。 -

14 第5条（証書等の保管等） _____

15 1 甲は、乙に対し、後見事務を行うために次の証書
16 等を引き渡します。乙は、これらの証書等の引渡し
17 を受けたときは、甲に対し、その明細及び保管方法
18 を記載した預り証を交付します。 _____

19 ①登記済権利証、登記識別情報通知、②実印・銀
20 行印、③印鑑登録カード・個人番号カード・個人

代理権目録

- 1 委任者に帰属する全ての財産（今後の増加財産を含む）の保存、管理及び処分に関する事項
- 2 金融機関及び証券会社等との全ての取引に関する事項
- 3 年金その他の定期的な収入の受領に関する事項
- 4 地代家賃・公共料金等の定期的な支出を要する費用の支払に関する事項
- 5 生活費の送金及び物品の購入その他の日常関連取引（契約の変更、解除を含む）に関する事項
- 6 居住用不動産の売却・購入、賃貸借契約及び住居の解体、新築、増改築、補修等の工事請負契約に関する事項
- 7 保険契約（類似の共済契約等を含む）の締結、変更、解除及び保険料の支払、保険金の受領等に関する事項
- 8 介護契約その他の福祉サービス利用に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払等に関する事項
- 9 介護保険制度における要介護認定の申請、更新及び認定に対する承認又は審査請求に関する事項
- 10 福祉関係施設への入所に関する契約の締結、変更、解除、解約及び費用の支払等に関する事項
- 11 福祉関係の措置（施設入所措置等を含む）の申請及び決定に対する審査請求に関する事項
- 12 シルバー資金融資制度、長期生活支援資金制度等の福祉関係融資制度の利用に関する事項
- 13 医療契約並びに病院への入院に関する契約の締結、変更、

解除及び費用の支払等に関する事項

- 1 4 住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書、固定資産税評価証明書、その他公的機関の発行する各種証明書等の請求及び受領に関する事項
- 1 5 税務申告、納税等に関する事項
- 1 6 登記、登録及び供託の申請に関する事項
- 1 7 遺産分割の協議、遺留分侵害額の請求、相続放棄、限定承認及び遺贈の承認・放棄に関する事項
- 1 8 訪問販売、通信販売その他各種取引の申込みの撤回、申込み・承諾の意思表示の取消し、契約の解除、無効主張に関する事項
- 1 9 配偶者、子の法定後見開始の審判の申立てに関する事項
- 2 0 新たな任意後見契約の締結に関する事項
- 2 1 以上の各事項に関する行政機関への申請、行政不服申立て、紛争の処理（弁護士に対する民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項の授權を含む訴訟行為の委任、公正証書の作成囑託を含む）に関する事項
- 2 2 以上の各事務に関する復代理人の選任、事務代行者の指定に関する事項
- 2 3 以上の各事項に関連する一切の事項

(以 上)